

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議の結果を取りまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成27年3月18日

相良村長 徳田 正臣



記

1 取りまとめた協議結果の名称
人・農地プラン（四浦、川辺、深水、柳瀬地区）

2 協議の場を設けた区域の範囲

区 域	行 政 区	
四浦地区	上四浦、中四浦、初神、下四浦	4区
川辺地区	上川上、上川下、松馬場、上園、永江、朝迫	6区
深水地区	中央、松葉	2区
柳瀬地区	平原、永谷、新村、十島、井沢、並木野	6区

3 協議の結果を取りまとめた年月日

プラン地区	当初計画 年月日	見直し・更新年月日	
		H26.1.28	H26.10.16
四浦地区	H25.7.25	—	—
川辺地区	H25.7.25	○	○
深水地区	H25.7.25	○	○
柳瀬地区	H25.7.25	—	○

4 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる経営体の状況

中心経営体数（公表時点）

個人 84 経営体（うち認定農業者：81 経営体、認定新規就農者：3 経営体）

法人 15 経営体（うち認定農業者：15 経営体）

集落営農 6 組織

5 地域における担い手の確保状況

- 担い手は十分確保されている
 担い手はあるが十分ではない
 担い手がない

7 相良村人・農地プラン検討会

(構成機関)

- ・相良村
- ・球磨地域農業協同組合
- ・農業女性アドバイザー
- ・相良村農業委員会
- ・相良村認定農業者連絡協議会

8 当該区域における農業の将来のあり方

区 域	地域農業の在り方
四浦地区	中心経営体については、茶業と林業を経営している後継者については確保できている。 農地については、山間地であるため小規模で点在しているため、集約化が困難である。 そこで、中山間直接支払制度を活用し、地域全体で保全活動に取り組む。 農産物については、山間地に適合し、高齢者にも作りやすく価格も安定した作物導入を推進する必要がある。
川辺地区	土地利用型+園芸作物、企業参入による地域農業活性化、契約栽培等に取り組む。 また、機械利用による負担軽減及びコスト削減等を進めるため、農道整備や農地の集約化を図る（農地集積重点地区：高原地区、永坂・七折地区あり） 6次産業化については、集落営農や企業等を中心に取り組む。 新規就農の促進については、地域ないいで話し合い活動や関係機関（県、JA、農業委員会、村等）と連携するなど確保を図る。
深水地区	土地利用型を中心とした農業であるが、高齢化及び後継者不足が深刻化しているため、中心経営体である集落営農組織、認定農業者への作業受託を充実させる必要がある。 また、中心経営体の中には施設園芸に取り組み複合化を図っているため、地域内での話し合いを行うなど、さらに充実させる背策を講じる。 新規就農の促進については、地域ないいで話し合い活動や関係機関（県、JA、農業委員会、村等）と連携するなど確保を図る。
柳瀬地区	集落営農組織を中心に土地利用型、認定農業者を中心に施設園芸・畜産が盛んである。 また、当該地区は兼業農家や高齢農家が多く、このような農家の集約化が必要になってきている。 6次産業化については、地域の農産物を利用した加工食品等に取り組む。 また、農地については集落営農組織や畜産農家等の機械利用を図れるよう、集約化を図る。 新規就農の促進については、地域ないいで話し合い活動や関係機関（県、JA、農業委員会、村等）と連携するなど確保を図る。

※地域の農業者の方々と農地中間管理機構と連携を密にし、地域でまとまって機構に農地を貸し付け、地域内の農地利用集積を進める。そのため、地域農業者間での徹底した話し合い等を積み重ねる必要がある。

9 当該区域における農地中間管理事業の活用方針

農地の出し手となる農業者を把握し、農地中間管理事業を活用のうえ、中心経営体への集積を図る。